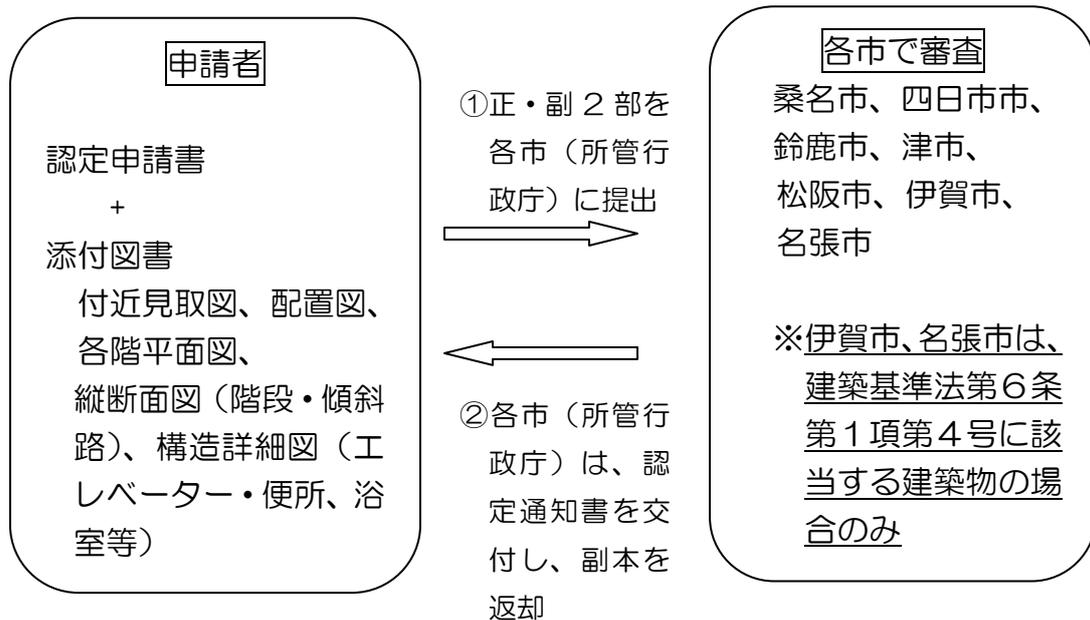


## バリアフリー法第 17 条に基づく認定申請の手続き

\* バリアフリー法第 17 条第 4 項による特例を受ける場合は、下図の認定申請

書及び添付図書に併せて、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の建築確認申請書を併せて提出してください。

■ 特定建築物の所在地が、所管行政庁である桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊賀市（※）、名張市（※）の場合



■ 上記以外の場合（三重県が所管行政庁になります。）

